

宇部市営住宅審議会議事録

日 時 平成30年8月23日（木）午前10時から10時40分まで

場 所 宇部市役所2階 第2会議室

出席委員 7名

欠席委員 3名

事務局 7名

会議進行

別紙会議次第のとおり

1 委員紹介

2 会長・副会長選出

委員の互選により会長、副会長が選任された。

3 議事

「 諮問第1号 宇部市借上型市営住宅の返還に伴う入居募集停止について 」

(別添資料により事務局説明)

(採 決)

諮問どおりとする。

「 諮問第2号 宇部市借上型市営住宅の返還に伴う入居者移転先住宅の
斡旋について 」

(別添資料により事務局説明)

(採 決)

諮問どおりとする。

4 報告

(1) 「 空き部屋の目的外利用について 」

(事務局説明)

(2) 「 見初団地建替事業の進捗状況について 」

(事務局説明)

【委員】 見初団地の住民が集まるようなコミュニティー施設は集会所のみか。

【事務局】 施設としては集会所のみです。見初団地の住民が所属する自治会には団地住民のみではなく近隣の方々も含まれているので、その点では、団地外の方にも利用して頂ける施設となっています。

【副会長】 報告事項(1)をもう少し詳しく説明してもらいたい。例えば、どこの団地でどのような地域活動をされているのかなどを教えてください。併せて、障害者等の独立支援のための目的外利用について、具体的にどこの団地で予定されているのかを伺いたい。

【事務局】 まず学生入居についてですが、募集対象が猿田住宅4戸、東小羽山住宅2戸に対して、現在は猿田住宅4戸にマレーシアおよび中国からの留学生が入居しています。主な地域活動の内容としては、地元の清掃活動や子供会の廃品回収などが報告されています。また、留学生ということで教育委員会と連携し、上宇部小学校でコミュニティスクールを開催した実績も報告されています。

次に障害者等の独立支援のための目的外利用についてですが、小羽山住宅の空き部屋を想定し、関連事業者との連携を図りながら、グループホーム事業や地域住民の集まりの場としてのふれあいサロンのような活用が出来ないかを検討しています。

【委員】 障害のある方に対する住宅確保の考え方について、空き家があるから住宅を活用しようという発想ではなく、障害者に配慮した住宅を整備するという考え方のほうがいいと思う。

【事務局】 宇部市では身体に障害がある方で車イスを使用される方に対しては、身体障害者向け住宅を整備し提供しています。また、精神障害や知的障害等の障害を持たれる方に対しては、入居募集時に優先世帯として配慮していま

す。今回の活用は、市営住宅の目的外使用という形で障害のある方の自立を支援することを目的に検討しています。

【副会長】 グループホームについては、まだまだ数が足りない現状である。福祉事業者の要望を聞いて、現場のニーズをよく理解しながら進めてほしいと思う。

【委員】 宇部市では立地適正化計画の策定中であると思うが、それとの関連性について教えてほしい。特に高齢化や人口減少が進展していく中で、市営住宅の今後の在り方に対する考えを知りたい。また借上住宅の返還に伴う入居者の移転に対しては、どういった配慮を考えているのか教えてほしい。

【事務局】 立地適正化計画というのは、人口減少が進む中でまちをコンパクトにしていく計画であり、市営住宅についても立地適正化計画や昨年度策定した宇部市公営住宅長寿命化計画を前提に集約や統廃合等を検討しています。借上住宅の返還に伴う入居者への対応については、先ほどの諮問事項でご説明したとおり、ニーズ等を確認しながら手続きを進めていきたいと考えています。

5 その他

【事務局】 西岐波団地にある約8ヘクタールの余剰地の活用について検討を進めています。現在は、民間の事業者の方々と意見交換を行い、どういう活用方法があるのかを協議しているところです。今後も市場調査を行い周辺住民の方々の理解を得ながら方針を決定していきたいと考えています。

【委員】 民法の改正により、市営住宅への入居時に連帯保証人の責任限度額をあらかじめ定めることが義務付けられることになるが、この変更に関してどのような対応を考えているか。

【事務局】 民法改正については県を通して情報提供がありましたが、具体的にどのように見直すといった方向性はまだ出ていません。今後、県や他市の状況を見ながら対応を検討していきたいと考えています。